

株 主 各 位

群馬県前橋市総社町一丁目3番2号

株式会社ナカヨ

取締役社長 谷 本 佳 己

第74回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第74回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記1. 2の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は、1株につき13円と決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり後記（2頁）の内容が承認可決されました。

第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に、谷本佳己、黛 佳和、清久春義、北 寿郎の4氏が再選され、森 隆、江口武夫の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に、坂口隆彦氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠監査役に、辻 久彦氏が選任されました。

以 上

なお、本総会終了後開催された取締役会において、代表取締役社長に谷本佳己氏が選定され、就任いたしました。

以上

第2号議案 定款一部変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>

以上

期末配当金のお支払について

本総会の決議により、第74期期末配当金は1株につき13円と決定いたしました。

1. お支払方法について、口座振込をご指定いただいている株主様は、同封の「第74期期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内によりご確認ください。

株式数比例配分方式を選択されている株主様の配当金のお振込先につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

2. お支払方法について、口座振込をご指定いただいていない株主様は、同封の「第74期期末配当金領収証」により、払渡期間中（平成27年6月26日～平成27年7月31日）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口で配当金をお受取りください。

なお、銀行に預金口座をお持ちの場合は、「配当金領収証」を銀行にご持参いただけますと、同口座に入金することもできます。

3. 同封の「第74期期末配当金計算書」は、配当金をお受取になった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。